

( 資 格 の 公 示 )

黒松内町告示第24号

黒松内町財務規則(昭和47年9月1日規則第4号)第104条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので公示する。

令和6年8月19日

黒松内町長 鎌 田 満

1 資格及び売払いをする物品の種類

令和6年度において黒松内町が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により売払をする物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)契約

令和6年8月19日に一般競争入札の公告を行う物品の売払契約

(2)資格

物品の売払(鉄くず等)に関する資格(以下「資格」という。)

(3)売払をする物品の種類

終末処理場改築工事に伴う発生材(鉄くず等) 24.2544t

(電線類は被覆の重量を含む。)

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)でないこと。

(2)政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)税金を滞納している者でないこと。

(4)暴力団関係事業者でないこと。

(5)会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。(更生手続き開始後、資格の再認定を受けた者は除く。)又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始後、資格の再認定を受けた者は除く。)

(6)日本国内に法人登録しており、北海道内に本店、若しくは営業所を有する法人で、金属くず商の許可を有しており、申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上金属の売買事業を営んでいること。

(7)申請者が申請しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行したものであること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1)申請の時期

資格審査の申請は、令和6年8月19日(月)から令和6年8月30日(金)まで(日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する課で交付する。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する課に、当該担当する課の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の結果通知

資格審査の結果については、各申請者に通知する。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

(1) 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

ア 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

イ 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(2) 資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第33条1項各号に掲げる者

8 資格に関する事務を担当する課

(1) 名称 黒松内町役場 建設水道課

(2) 所在地 郵便番号048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

(3) 電話番号 0136-72-4432(課直通)